

道教組短信

2018.10.1

地震への対応で
要求書を提出



胆振東部地震災害～子どもが安全に学べる学校、 教職員が安心して教育活動に専念できる学校を

▼拙速な学校再開の状況

全道各地の状況について聞き取りをした結果、各地で拙速な学校再開の混乱があったことが分かりました。これらの状況の背景には、授業時数確保のプレッシャーもあるものと思われます。

- ・地震当日、十勝管内3町では、停電の中でも授業が行われた。浦幌町、陸別町では、通常通りの6時間授業を実施。陸別町では給食の手配ができず、備蓄されていた非常食を給食の代わりとした。
- ・日高では、児童生徒も教職員も大きな被害を受けた中、複数の学校で、地震翌日から授業が再開された。新ひだか町の2校では、朝4時に停電から復旧したことを理由に、授業が再開された。教職員の多くは自宅が停電、断水、損壊などの被害。電話は復旧しておらず、担任が携帯電話で児童生徒に連絡した。給食の代わりに非常食を出して、6時間授業を実施した。
- ・安平町では、自宅が大きな被害を受け、避難所にいる児童生徒もいる。教職員は自身も被災しながらも連日出勤し、学校の復旧等に尽力していた。学校の再開にあたって、教職員への打診等が一切行われないうまま、実施された。避難所から通学する子もいる中、体育館もグラウンドも使用できず、児童の不安やストレスに十分に対応できる体制が整っていない。
- ・停電の中、授業が再開された学校では、遠距離から通勤している教職員がガソリンの給油をすることができず、除雪機用のガソリンで急場をしのぎながら、ガソリン切れの不安を抱えての通勤を余儀なくされた。

中には避難所から通学する子もいます。安心して通学できる状況ではないために、多くの子が欠席し、登校した子たちもストレスを抱え、心身の不調を訴えて保健室へ行く子も多くなりました。教職員も震災対応に心身ともに疲れ切っている状況です。

災害時の学校再開の判断は、まずは、子どもが安全に、安心して学ぶ環境が最優先されなければなりません。そして、子どもに直接に向き合う教職員が安心して教育活動に専念できる環境も十分に考慮し、適切な判断がなされるべきです。授業時数確保を目的に学校再開を急ぐことは、あってはなりません。

災害を体験した子どもたちの心のケアのためのスクールカウンセラーの配置や、教職員・養護教諭など必要な教職員の臨時的な配置は急務です。

▼被災地の学校の状況

安平町、むかわ町では、3校が、他の学校や公民館を間借りして授業が行われています。その他の学校でも、全道265校で校舎に亀裂や歪み、壁板の剥がれ、窓ガラス破損などの被害が発生しています。

大きな被害のあった町では、町独自財政のみでの復旧は難しく、国や道の財政的な支援は必須です。

2度にわたって、要求書を提出 対応を求めました

9月12日には、道高教組とともに、道と道教委宛に緊急要求書を提出しました。この緊急要請では、道内各地の状況を伝えるとともに、大きく4点にわたって対応を求めました。

その後、全道各地の深刻な状況が明らかになってきたことから、21日に改めて要求書を提出しました。21日は、要求書を提出すると同時に、聞き取りで分かった全道各地の具体的な状況を伝え、早急な対応を求めました。

道教委は、組合からの要求を受けて、災害時の特別休暇についてすぐに対応したほか、スクールカウンセラーの配置などにもすぐに対応をしました。また、学校再開にあたって混乱が生じたことについて調査し対応するとしています。被災地への教職員の増員についても、国へ要望を出しています。

今後、国、文部科学省へも、全教とともに要求書を提出する予定です。

胆振東部地震被害にかかる緊急要求書（9月12日）

1. 安全・安心な教育環境の確保について

学校施設の修繕にあたって道の財政支援を検討することや、被災した備品・教材への措置などを求めました。

2. 子どもの心のケア、健康保持、支援について

被害の大きな学校へ教員や養護教諭を増員すること、被災した子どもたちの心のケアのためにスクールカウンセラーを配置することなどを求めました。

3. 教育課程・教育内容について

画一的な「授業時数確保」の押しつけを行わず学校の実態や現場の裁量を最大限に尊重することや、臨時休校の判断基準を再確認し、子どもの安全を最優先に、無理に通学させないことなどを求めました。

4. 教職員の勤務条件整備、健康保持、生活支援について

教職員の安全を最優先に、無理に通勤させないことや、被災した教職員への生活支援強化などを求めました。



胆振東部地震被害にかかる要求書（9月21日）

1. 災害時における学校再開の判断について

学校再開の判断について児童生徒や教職員の安全に十分配慮することや、画一的な「授業時数確保」の押し付けを行わず、学校の実態や現場の裁量を最大限に尊重することなどを求めました。

2. 子どもの心のケア、健康保持、支援について

被害の大きな学校へ教員や養護教諭、事務職員を増員することや、子どもたちの心のケアのためにスクールカウンセラーを配置すること、避難所となっている学校の児童生徒への配慮などを求めました。

3. 教職員の勤務条件整備について

教職員の心のケアとメンタルヘルスの維持について最大限配慮すること、災害時の特別休暇が適切に取得できるようにすることなどを求めました。

4. 災害による停電時の備えについて

寄宿舎のある養護学校への水や食料の備蓄、養護学校や避難所となる学校への発電機の配置を求めました。